

2018年12月7日

各 位

株式会社 紀陽銀行

不祥事件の発生について

この度、当行において元行員による不祥事件が下記のとおり判明いたしました。

信用を第一とする金融機関として、このような事件を発生させましたことを、役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃より当行を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、地域の皆さまならびに株主の皆さまに、ご迷惑とご心配をおかけすることになり深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当行元行員（男性、60歳）が、羽倉崎支店在籍時（2004年10月～2006年1月）に担当していた1名のお客さまから、転勤後から2009年11月までに、複数回に亘り不正な手続で資金をお預かりし、累計1,241万円（実質被害額741万円）を着服し現在に至っていたことが、2018年10月5日にお客さまからのお問い合わせを受け、行内調査を実施したところ判明いたしました。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえで深くお詫びを申し上げ、全額弁済させていただきました。

なお、着服金につきましては、当該元行員とその家族の抛出により全額回収しております。

3. 関係機関への届出等

本件につきましては、法令にもとづく監督官庁への届出を行うとともに、警察にも相談しております。

4. 人事処分

当該元行員につきましては、既に懲戒解雇処分といたしました。

また、事件を重く受け止め、頭取以下経営陣についても減給処分を実施いたします。

5. 今後の対応

今回の事件を厳粛に受けとめ、引き続き経営陣の率先垂範のもと、内部管理態勢の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止に向け全力で取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお客様からのお問い合わせ窓口】

紀陽銀行 お客様相談室

073-423-9111（代表） ※「お客様相談室」とお申し付けください。

<電話受付時間> 9:00～17:00（銀行休業日は除きます）